

新東京都GAP推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助） 実施要綱

制定平成31年4月1日 30産労農安第1194号
一部改正令和5年3月9日 4産労農安第1551号

（目的）

第1条 この要綱は、新東京都GAP認証及び東京都GAP認証の普及促進を図るため、農業者の新東京都GAP認証及び東京都GAP認証の取得や維持に必要な環境整備等の支援に関する基本的な事項を定める。

（事業実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、次に掲げる者とする。

- (1) 新東京都GAPの認証を取得した農業者
- (2) 東京都GAPの認証を取得した農業者
- (3) 新東京都GAPの認証取得に向け、普及指導員やJA営農指導員から指導を受けている農業者
- (4) 上記第1号、第2号及び第3号に該当する者を補助する区市町村

（事業の内容）

第3条 第1条の目的を達成するため、事業実施主体に対して、新東京都GAP又は東京都GAPに基づく生産管理を適切に行ううえで必要となる施設整備や備品の購入、成分分析の実施、専門家による助言や指導等に係る経費の一部を補助することにより支援する。

（事業実施地域）

第4条 この事業の実施地域は、原則として東京都全域とする。

（事業実施計画）

第5条 第3条の事業の実施にあたっては、事業実施主体は、「GAP認証農産物普及促進事業実施計画書」（以下「事業実施計画」という。）を作成するものとする。

- 2 第2条第1号、第2号及び第3号の事業実施主体は、事業実施計画を都知事に提出し、その認定を受けるものとする。
- 3 第2条第4号の事業実施主体は、管内の農業者が作成した事業実施計画をとりまとめて知事に提出し、その認定を受けるものとする。
- 4 事業実施主体は、知事の認定を受けた事業実施計画の内容等について、変更がある場合には、速やかに知事に報告することとする。

（事業内容の審査）

第6条 知事は、本事業を円滑かつ適正に推進するため、別に定めるところにより、「新東京都GAP推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）審査会」（以下「審査会」という。）を設置し、事業実施計画の内容を審査する。

(助成措置)

第7条 知事は、別に定めるところにより、予算の範囲内において、事業実施計画に基づく本事業の実施に必要な経費について助成するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。